

むつ市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

むつ市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 計画の期間と目標	3
3. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
4. 関連する取組、今後のフォローアップについて	7

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教職員の働き方を見直し、健康及び福祉の確保を図ることで、児童生徒の多様化・複雑化する問題に対して、限られた時間の中で適切に対応するなかでも、むつ市教育大綱で掲げる教育方針やむつ市学校教育プランの目的を実現するために、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき策定するものである。

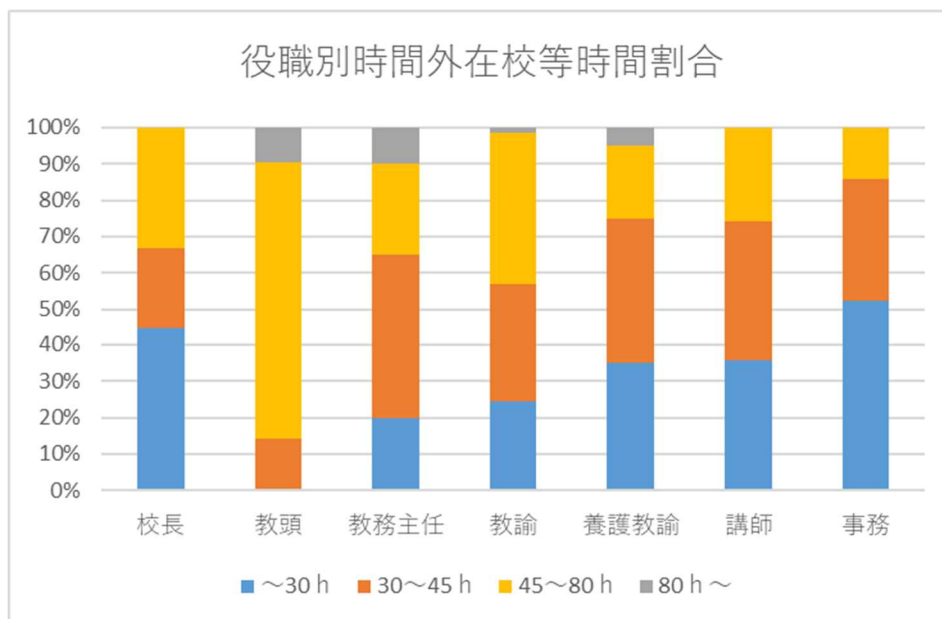
また、本計画の目標を達成するために、実際の時間外在校等時間より短い時間を記録することや持ち帰り業務を増加させることのないように留意しなければならない。

(2) 本市の現状

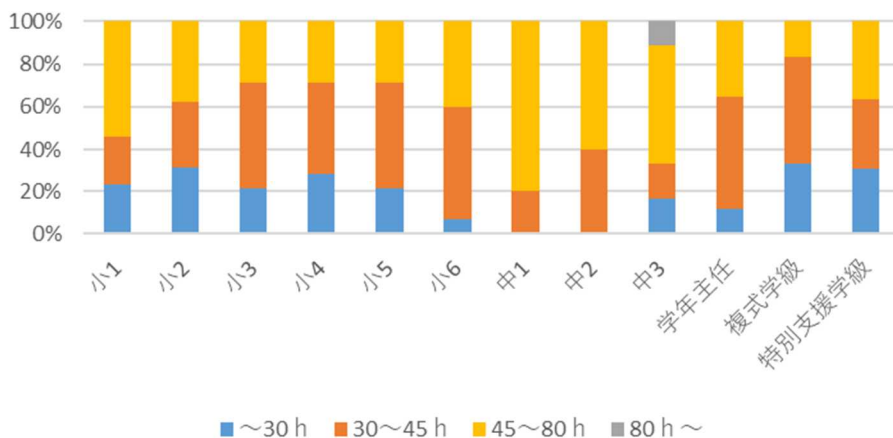
本市では、平成28年12月に「教職員の時間外労働等の縮減に関する指針」を策定し、教職員の在校等時間の縮減に取り組んできた。その結果として、時間外在校等時間は、記録のある令和2年度は小学校で月39.76時間、中学校で月73.35時間であったものが、令和6年度は小学校で月37.89時間、中学校で月53.83時間と減少しているものの、早出時間の減少が鈍く、時間外在校等時間に占める割合は高まっている。

しかし、令和7年度の上半期の状況をみると、月平均で45時間を超える教職員の割合は4割近くおり、以下のデータを参考に、効果的な取組をさらに進める必要がある。

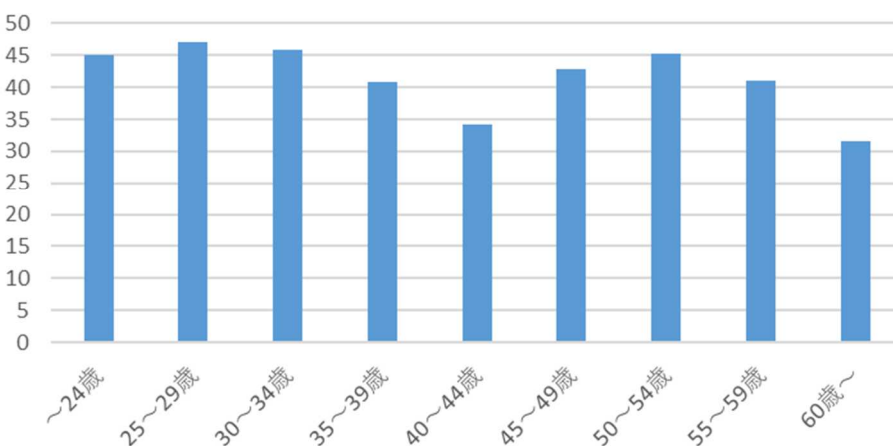
【令和7年度上半期の時間外在校等時間の状況】※内訳は別紙参考資料に掲載



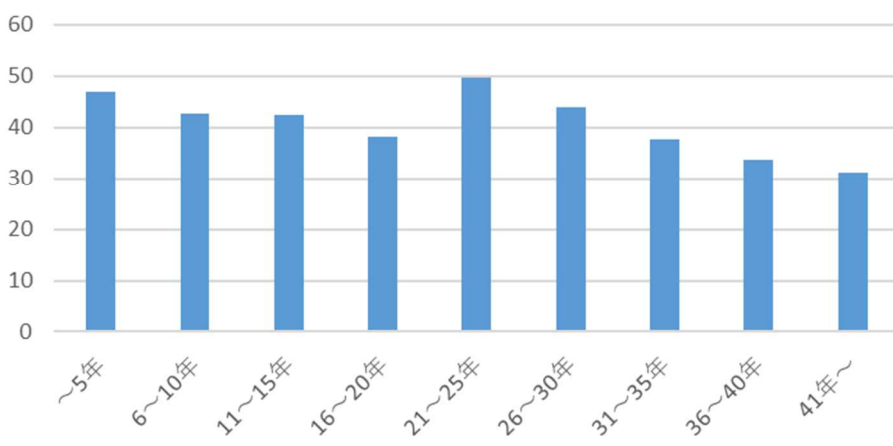
担当学年、学級別時間外在校等時間



年齢層別平均時間外在校等時間



勤続年数別平均時間外在校等時間



2. 計画期間と目標

○本計画は、令和8年度からおおよそ令和12年度までの5年程度の計画とし、達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

●令和8年度

全体平均での1か月時間外在校等時間を40時間以下とする。

●令和9年度

平均の1か月時間外在校等時間を小学校30時間、中学校40時間以下とする。

●令和10年度

月80時間超の者を0人とする。

「業務の3分類」に関する取組の①～⑨について実施または見直しを完了する。

●令和11年度

1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度とする。

●令和12年度頃

国や県に対する制度改正や人員配置の要望等を1つでも実現する。

※いずれの時間においても、児童生徒等に係る臨時的な特別な事情がある場合を除く。

※教員の欠員その他の未配置が生じた場合には、当該状況が学校運営及び教職員の勤務負担に与える影響を踏まえ、目標の達成状況の評価及び取組の実施時期等について、教育委員会において必要な配慮を行う。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年(度)の数値】

●令和8年度

年有給休暇取得5日未満の職員数を0人にする。(小学校4人、中学校24人)

●令和9年度

ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を8.2%にする(13.2%)

●令和10年度

ストレスチェックを全校で実施する(現行は50人以上の田名部中学校のみ)

●令和11年度

ストレスチェックにおける「働きがい」を感じている人の割合を60%(55%)

●令和12年度頃

ストレスチェックにおける「仕事や生活の満足度」の割合を60%(53.1%)

3. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

【学校以外が担うべき業務】

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・令和9年度には、学校の解錠時間を統一すべく、前年度から問題点の整理や必要なフォローについて調整等を実施し、保護者への周知等を進めていく。
- ・管理職に限らず、教職員全体の在校等時間を減らすことができる。

②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応

- ・どちらも日常的な業務ではないことや改善の効果は一定程度あると考えられるが、そこまで早期の対応が望まれていないことから、施策の実施については今後の状況により検討することとする。

③学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

- ・見直しの効果も高く、早期の改善が望まれていることから令和9年度中の公会計化を目指して調整を進めていく。
- ・公会計化するもの、保護者が直接購入するもの、これまで個人の購入としたが学校備品として購入し、代々使うもの等の精査を進める必要がある。
- ・市教委としての体制（徴収の方法、管理方法、滞納の対応等）を構築するとともに、学校における契約・支払い事務等の見直しも必要となる。

④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・地域学校協働本部や学校地域協働活動推進員を活用することは、業務削減の効果があるため、より一層の活用を推進する。
- ・連絡調整等については、複数の人を介することで、無駄が生じる可能性もあることから、負担が偏らないことに留意しつつ、その段階に応じた連絡調整を実施する。

⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・改善の効果も高く、改善が求められていることから、取組を進めていく。
- ・令和8年度には、教育委員会内に学校管理職経験者等を活用したスクールコーディネーターを配置し、学校からの相談や保護者から直接の相談を受け、解決を図る体制を構築する。
- ・次年度以降は相談状況や学校での効果を踏まえて、施策の方向性を検討していく。

【教師以外が積極的に参画すべき業務】

⑥調査・統計等への回答

- ・改善の効果も高く、改善が求められていることから、取組を進めていく。
- ・国や県からの調査も多く市教委だけでは削減は難しいところもあるが、依頼方法や回答方法の改善により学校の負担軽減を図っていく。

- ・国や県に対しても、調査の工夫や見直しを求めていく。
- ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
 - ・各学校にて見直し等の余地はあるものの全体的な優先度としては低いため、計画期間中に他の業務の見直しの状況に応じて検討する。
- ⑧ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
 - ・支援員の配置や外部委託の検討など、学校のニーズにあわせた施策を検討していく。
- ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理
 - ・各学校にて見直し等の余地はあるものの全体的な優先度としては低いため、計画期間中に他の業務の見直しの状況に応じて検討する。
- ⑩校舎の開錠・施錠
 - ・各学校にて見直し等の余地はあるものの全体的な優先度としては低いため、計画期間中に他の業務の見直しの状況に応じて検討する。
- ⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮
 - ・中学校においては、優先度は高くないので、小学校での取り組み内容の検討から始める。
- ⑫校内清掃
 - ・各学校にて見直し等の余地はあるものの全体的な優先度としては低いため、計画期間中に他の業務の見直しの状況に応じて検討する。
- ⑬部活動
 - ・地域移行は終わっているため、引き続き地域で担えるように取り組んでいく。
 - ・地域クラブの指導者の兼職については、教職員としての時間外在校等時間の状況により、厳密に運用していく。

【教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務】

- ⑭給食の時間における対応
 - ・一定程度の効果は見込まれるため、計画期間の早い段階での検討に着手する。
- ⑮授業準備
 - ・効果や必要性は高いため、計画期間中の早期に検討し改善していく。
- ⑯学習評価や成績処理
 - ・一定程度の効果は見込まれるため、計画期間の早い段階での検討に着手する。
- ⑰学校行事の準備・運営
 - ・かなり改善は行われている分野のため、有効な改善策があれば検討する。
- ⑱進路指導の準備
 - ・各学校にて見直し等の余地はあるものの全体的な優先度としては低いため、計画期間中に他の業務の見直しの状況に応じて検討する。
- ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応
 - ・改善の効果も高く、改善が求められていることから、取組を進めていく。
 - ・人員の増や幼保連携について、市長部局との連携協議を進めていく。

(2) 「業務の3分類」以外での時間外在校等時間縮減の取組

国や県に制度の見直しや人員配置等に関して以下の点を要望する。

- ・ 学習指導要領等の見直し(標準授業時間を含む)
- ・ 教員定数・配置の適正化(現行定数の確保を前提に加配)
- ・ 経験豊かな教員を含む処遇制度の見直し(60歳以上の給与減、役職定年制等)
- ・ 複式解消に資する配置(単式で経営できる教諭配置)

(3) 学校における措置の推進

- ・ 学校運営の「基本的な方針」に働き方改革に関する内容を含め、地域や保護者と現状を共有する。また、学校運営協議会制度を活用し、地域や保護者と連携しながら取組を推進する。
- ・ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ 管理職は、把握した教職員の勤務状況を踏まえ、一部の教職員に業務が集中しないよう、業務の平準化・効率化を図る。
- ・ 教育委員会は、出退勤管理システム等により各学校の取組状況を把握し、必要に応じて助言、支援及び改善に向けた要請を行う。

(4) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の取組を推進する。
- ・ 1か月の時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対し、医師による面接指導を実施するように努める。

4. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取りを行い、助言、支援及び必要な改善に向けた要請を行う。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・保護者や地域の協力や様々な地域の人材確保が必要なことから、市長部局と連携し、関係各課及び関係機関と連携し、取組を進める。
- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市HPで公表するとともに、総合教育会議において報告することとする。
- ・本計画は、計画期間中であっても、教職員の勤務実態、健康確保の状況、国・県の制度改正や通知の発出、学校現場を取り巻く環境の変化等を踏まえ、不断に見直すものとする。
- ・本計画は令和8年4月1日から実施することとする。
- ・本計画の実施に伴い、「教職員の時間外労働等の縮減に関する指針」は令和8年3月31日限りで廃止することとする。

※別紙参考資料【令和7年度上半期の時間外在校等時間の状況の内訳】

○役職別時間外在校等時間

(単位：人)

	～30 h	30～45 h	45～80 h	80 h～	合計	平均時間外在校等時間
校長	8	4	6	0	18	38.92
教頭	0	3	16	2	21	61.03
教務主任	4	9	5	2	20	45.24
教諭	55	73	94	3	225	42.31
養護教諭	7	8	4	1	20	37.61
講師	14	15	10	0	39	33.77
事務	11	7	3	0	21	26.83
全体	99	119	138	8	364	

○担当学年、学級別時間外在校等時間

(単位：人)

	～30 h	30～45 h	45～80 h	80 h～	合計	平均時間外在校等時間
小1	3	3	7	0	13	42.37
小2	5	5	6	0	16	40.72
小3	3	7	4	0	14	39.9
小4	4	6	4	0	14	38.59
小5	3	7	4	0	14	40.17
小6	1	8	6	0	15	41.53
中1	0	3	12	0	15	54.47
中2	0	6	9	0	15	49.97
中3	3	3	10	2	18	52.79
学年主任	2	9	6	0	17	41.89
複式学級	2	3	1	0	5	31.84
特別支援学級	17	18	20	0	55	38.69
全体	43	78	89	2	211	

○年齢層別平均時間外在校等時間

(単位：人)

	～30 h	30～45 h	45～80 h	80 h～	合計	平均時間外在校等時間
～24 歳	6	6	13	0	25	44.98
25～29 歳	4	18	19	1	42	47.02
30～34 歳	2	9	15	0	26	45.96
35～39 歳	10	6	13	1	30	40.85
40～44 歳	11	8	7	0	26	34.28
45～49 歳	10	11	10	2	33	42.78
50～54 歳	12	23	27	3	65	45.24
55～59 歳	17	24	25	1	67	41.06
60 歳～	24	14	9	0	47	31.68
全体	96	119	138	8	361	

○勤続年数別平均時間外在校等時間

(単位：人)

	～30 h	30～45 h	45～80 h	80 h～	合計	平均時間外在校等時間
～5 年	11	20	40	1	72	47.02
6～10 年	10	14	17	1	42	42.75
11～15 年	7	7	7	1	22	42.43
16～20 年	4	1	4	0	9	38.14
21～25 年	2	2	9	0	13	49.57
26～30 年	8	19	11	3	41	44.03
31～35 年	16	22	16	1	55	37.78
36～40 年	13	5	8	0	26	33.75
41 年～	2	3	1	0	6	31.18
全体	73	93	113	7	286	